

利用料金の月払いに関する取引約款

ロゴスウェア株式会社（以下「弊社」という）が提供する製品やサービスの利用料金を、お客さまが月払いで支払う場合、以下の取引条件が適用されます。お客様は、弊社所定の方法で申し込みをすることにより、以下の取引条件に同意したものとみなします。

第1条（目的）

本取引約款の目的は、お客様が弊社の製品やサービスを月払いで利用するにあたり、利用料金の支払い方法、利用開始および終了方法について定めるものです。

第2条（適用される製品）

本取引約款は次の製品に対して適用されます。また、各製品の最低利用期間は次の通り定められています。

- LOGOSWARE Platon お手軽スタートバック 月額定額制：最低利用期間 1年（ただし、短期契約の場合は1ヵ月）
- LOGOSWARE Libra お手軽スタートバック 月額定額制：最低利用期間 1年（ただし、短期契約の場合は1ヵ月）
- LOGOSWARE GigaCast 共有クラウド 月額固定：最低利用期間 1年（ポイント発行方式）、1ヶ月（時間帯指定プラン）
- LOGOSWARE FLIPPER 月払い定額制：最低利用期間 1年
- LOGOSWARE FLIPPER 月払い定額制（仮想デスクトップ版）：最低利用期間 1年
- LOGOSWARE FLIPPER オンラインストレージ専用：最低利用期間 1年
- LOGOSWARE LOGOSWARE SUITE 月払い定額制：最低利用期間 1年
- LOGOSWARE LOGOSWARE SUITE 月払い定額制（仮想デスクトップ版）：最低利用期間 1年
- LOGOSWARE STORM 月払い定額制：最低利用期間 1年
- LOGOSWARE THiNQ 月払い定額制：最低利用期間 1年
- LOGOSWAARE Spotty：最低利用期間 1年

第3条（契約期間）

- 契約は、お客様より第6条に定めた方法で解約の申請があるまで1ヶ月の単位で自動更新されます。
- 契約の単位は、1ヶ月単位となり、月の一日から月末までを1ヶ月の単位とします
- 契約開始月に限り、月の途中からの利用が可能となり、その月に限り、利用開始日から月末までの日数に応じた日割り計算による料金が適用されます。
- 最低利用期間は、製品により異なり、第2条に定めた通りとなります。なお、月の途中から利用を開始した場合は、翌月一日から起算して利用期間を計算するものとします。

第4条（料金支払い方法）

- 利用料金の支払いは、銀行口座からの自動引き落とし、または毎月口座振り込みのいずれかの方法を選択できます。
- 口座からの自動引き落としを選択した場合、利用料金は、毎月10日（土日祝日の場合は、翌日）に、翌月1ヶ月分の利用料金の前払いとしてお客様の銀行口座から自動引き落としされます。例えば、3月利用分（3月1日～3月31日）の料金は、2月10日に口座引き落としされます。なお、利用開始時に限り、口座引き落としの手続きが完了するまで、指定の銀行口座への振り込みを依頼する場合があります。
- 口座振り込みを選択した場合は、毎月月末までに、翌月1ヶ月分の利用料金の前払いとして指定の銀行口座に振り込んでいただきます。例えば、3月利用分（3月1日～3月31日）の料金は、2月末日までに振り込んでいただきます。なお、請求書は振り込み期日の前月25日に発行され、お客様宛にお送りします。
- Platon お手軽スタートバック 月額定額制（年間利用者数プラン）をご契約の場合、契約した年間利用者数の上限を超えた利用に関しては追加の超過料金が発生します。弊社は、利用人数の超過の有無を毎月月末締めで調査し、超過があった場合、その超過人数に応じた料金の請求書をお客様宛に発行します。お客様は、超過料金の請求書を受領した翌月末までに弊社の指定する銀行口座に振り込みを行うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
- 弊社とお客さまの間で別途特別な契約を結ぶことにより、上記いずれにも該当しない支払い方法を選択することも可能とします。

第5条（利用開始）

- 利用の開始にあたっては、お客様より、弊社所定の方法で申し込んでいただきます。弊社内での承認作業が完了し、かつ利用開始月の利用料金が前払いで支払われたことが確認され次第、お客様に該当する弊社製品またはサービスが提供され、お客様がそれらの利用を開始可能となります。
- 口座からの自動引き落としを選択する場合、毎月25日までに申し込まれた分の銀行口座引き落としが開始されるのは、翌々月10日となります。例えば、8月26日～9月25日の間に申し込まれたものに対して、銀行口座引き落としが開始されるのは、11月10日（12月分の利用料金の前払い）となります。そのため、口座引き落としが開始されるまでの最初の数ヶ月間の料金に限り、指定の銀行口座に振り込んでいただきます。

第6条（解約および利用終了）

- 本約款に基づいた契約を解約し、弊社製品およびサービスの利用を終了する場合は、お客様より、弊社所定の方法に従い解約申請していただきます。
- 解約申請は、解約を希望する月の前々月20日までに弊社にお送りいただきます。例えば、9月20日までに解約の申し出があった場合は、11月1日より弊社製品およびサービスの利用が停止されます。この場合、口座引き落としにおいては、10月10日の口座引き落とし（11月分の利用料金の前払い）は実施されません。口座振り込みにおいては、9月25日付けの請求書（11月分の利用料金の前払い）は発行されません。
- ただし、前項の定めにかかわらず、新規契約時にあらかじめ解約日を指定することが可能です。
- 第2条（適用される製品）で定められた最低利用期間以内での解約はできません。最低利用期間を経過後は、1ヶ月単位の任意の月で解約が可能です。一旦解約し、再度利用を開始した場合は、新たな利用開始となり、再度最低利用期間が適用されます。

第7条 (強制的契約解除)

弊社は、以下の各号の場合に、お客様の利用を停止し、本約款に基づいた契約を解除することができます。

- (ア) お客様から支払い期日までに利用料金が支払われない場合
- (イ) 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも拘わらず当該期間内に是正を行わないとき
- (ウ) 自ら振り出し、または裏書した手形又は小切手が一通でも不渡となったとき
- (エ) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (オ) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等、強制執行を受けたとき
- (カ) 破産、民事再生または会社更生の申し立てがなされたとき
- (キ) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
- (ク) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (ケ) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第8条 (準拠法等)

本取引約款は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本約款に関する全ての紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

第9条 (協 議)

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、弊社とお客様が協議のうえ決定します。

以 上

改定履歴

2014年7月1日 (-01)

初版発行

2014年9月4日 (-02)

- ・第2条（料金支払い方法）口座振込の選択肢を追加
- ・第3条（利用開始）

2015年5月8日 (-03)

- ・「FLIPPER U 月払い定額制」のみへの適用から全製品の月払いへの適用に対応できるように文面を変更

2015年9月14日 (-04)

- ・第2条（料金支払い方法）毎月の引落日を10日→12日へ変更

2016年9月1日 (-05)

- ・第2条（適用される製品）、第3条（契約期間）、第6条（解約および利用終了）3項を追加

2017年1月20日 (-06)

- ・第2条（適用される製品）FLIPPER オンラインストレージ専用を追加
- ・第3条（契約期間）1項を追加

2017年8月30日 (-07)

- ・第2条（適用される製品）Spottyを追加

2017年9月22日 (-08)

- ・第2条（適用される製品）STORM V月払い定額制を追加

2018年9月20日 (-09)

- ・第2条（適用される製品）FLIPPER U月払い定額制（クラウド）を追加

2019年1月24日 (-10)

- ・引落日を毎月12日から毎月10日に変更

2019年2月25日 (-11)

- ・引落日を毎月10日から毎月12日に変更

2019年9月17日 (-12)

- ・第2条（適用される製品）THiNQ月払い定額制を追加

2020年3月19日 (-13)

- ・第4条（料金支払い方法）4項を追加

2020年11月24日 (-14)

- ・第2条（適用される製品）Platon および Libra の短期契約に対応

2022年4月12日 (-15)

- ・第2条（適用される製品）名称変更（クラウド→仮想デスクトップ）、SUITE 名称変更